



京都府母校応援ふるさと事業

京都府教育委員会では、※ふるさと納税制度を活用し、府立学校の施設・設備、教育環境等の充実を図ることを目的として寄付金を募集しております。卒業生に限らず、どなたでも寄附していただけます。皆さまの温かい御支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

向陽高校は、令和6年度に創立50周年という節目を迎えます。創立以来、「逞しくかつ限りなく前進する若人の躍動的な心」が受け継がれており、生徒たちは勉学に励むとともに、全国大会、近畿大会等で入賞を目指し日々練習に励んでいます。

生徒たちが伝統を継承し更なる高みを目指せるよう、部活動の器具整備を図りたく、応援して下さる方・先輩を募集しています。

是非、御協力をお願いします。



☆寄附の申込み方法☆

インターネット、郵便、FAX、電子メールからお申し込みいただけます。

詳しくは、京都府教育委員会のホームページ [[こちら](#)] 若しくは右の二次元コードから「寄附の申込み方法」を御覧ください。



問合せ先
京都府立向陽高等学校
電話:075-922-4500

ふるさと納税とは？

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附(ふるさと納税)を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です(一定の上限はあります。)

例えば、年収700万円の給与所得者の方で扶養家族が配偶者のみの場合、30,000円のふるさと納税を行うと、2,000円を超える部分である28,000円(30,000円-2,000円)が所得税と住民税から控除されます。また、自分の生まれ故郷だけでなく、お世話になった自治体や応援したい自治体等、どの自治体でもふるさと納税の対象になります。

京都府母校応援ふるさと事業とは？

ふるさと納税制度を活用し、府立学校の施設・設備、教育環境の充実を図ることを目的として寄附金を募集するものです。卒業生に限らず、どなたでも寄附していただけます。寄附金の活用目的や使い道は学校毎で設定をします。具体的には、体育館の照明といった教育環境の充実、レスリングマットやバッティングケージなどの部活動設備や備品整備等の部活動支援、周年事業や設備・備品の整備等の学校の特色づくりなどに活用されます。

税控除の流れ

ふるさと納税では原則として自己負担額の2,000円を除いた全額が控除の対象となりますが、全額控除される寄附金額には、収入や家族構成等に応じて一定の上限があります。

寄附金控除を受けるためには原則として確定申告を行う必要があります。ただし、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくても寄附金控除が受けられる特例的な仕組みである「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することができます。

詳細につきましては、総務省の「ふるさと納税ポータルサイト[\[こちら\]](#)若しくは下の二次元コードを御覧ください。

